

## 審査書

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所における  
核燃料物質使用変更許可申請書の許可の基準への適合について

原規規発第 2206089 号  
令和 4 年 6 月 8 日  
原子力規制庁

### I. 審査の結果

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所における核燃料物質の使用の変更に関し、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「申請者」という。）から提出のあった「核燃料物質使用変更許可申請書」（令和 4 年 2 月 21 日付け令 03 原機（科保）092 をもって申請、令和 4 年 5 月 20 日付け令 04 原機（科保）049 をもって一部補正。以下「本申請」という。）について審査した結果、本申請に係る変更内容は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 5 5 条第 3 項において準用する第 5 3 条各号に掲げる許可の基準に適合しているものと認められる。

### II. 変更の内容

本申請における主な変更の内容については、以下のとおりである。

- (1) JRR-3
  - ① 貯蔵施設の一部の遮蔽材の効果を考慮しないことに伴う線量評価の変更
  - ② 貯蔵施設の施錠箇所の変更
- (2) 廃棄物安全試験施設
  - ① 東京電力ホールディングス（株）福島第一原子力発電所内で採取した溶融した燃料成分が構造材を巻き込みながら固化した物、切り株状燃料及び損傷ペレット（以下「1F 燃料デブリ」という。）の試験の実施に伴う使用の目的及び方法の変更
  - ② 使用を終了した使用設備の解体撤去
  - ③ 使用を終了した核燃料物質等の安定化処理の方法の追加
- (3) バックエンド研究施設
  - ① 核燃料物質の取扱量の変更

- ② 使用設備の追加
- (4) バックエンド技術開発建家
  - ① 核燃料物質の使用の終了に伴う使用の目的の変更等
  - ② 使用施設の廃止及び使用を終了した使用設備の撤去
- (5) 記載の適正化

### Ⅲ. 審査の内容

#### 1. 原子炉等規制法第55条第3項において準用する第53条第1号への適合性 (平和の目的以外に利用されるおそれがないこと)

本申請に係る核燃料物質の使用について、使用の目的等から、平和の目的以外に利用されるおそれがないことを確認することとした。

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、廃棄物安全試験施設に係る使用の目的の変更は、1F 燃料デブリの試験を追加するものであること、バックエンド技術開発建家に係る使用の目的の変更は、核燃料物質の使用の終了に伴い、核燃料物質によって汚染された設備の管理とするものであること、その他施設の目的に変更はないことから、核燃料物質が平和の目的以外に利用されるおそれがないと判断した。

#### 2. 原子炉等規制法第55条第3項において準用する第53条第2号への適合性 (使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則への適合性)

原子炉等規制法第53条第2号では、使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設（以下「使用施設等」という。）を使用しようとするときは、使用施設等の位置、構造及び設備が、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上支障がないものとして、使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第34号。以下「基準規則」という。）に適合することを要求している。また、基準規則においては、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和32年政令第324号）第41条に該当する核燃料物質を使用する施設（以下「令第41条該当施設」という。）に適用される条項と、令第41条非該当施設に適用される条項が規定されている。したがって、審査においては、本申請の変更内容に係る核燃料物質の使用施設等が令第41条該当施設に該当するか否かを確認した上で、使用施設等が満たすべき基準規則のうち、本申請の変更内容に関する条項への適合性について確認することとした。

本申請では、使用する核燃料物質の種類及び数量から、令第41条該当施設である JRR-3、廃棄物安全試験施設及びバックエンド研究施設、並びに令第41条非該当施設であるバックエンド技術開発建家について、それぞれ変更に係る基準

規則のうち、本申請の変更内容に関する各条項への適合性の確認を行った。

その結果、2. 1ないし2. 4に示すとおり、本申請に係る変更内容における使用施設等の位置、構造及び設備が基準規則に適合し、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上支障がないものと判断した。

## **2. 1 JRR-3 [令第41条該当施設]**

### **2. 1. 1 貯蔵施設の一部の遮蔽材の効果を考慮しないことに伴う線量評価の変更**

本申請は、令和3年3月30日付け原規規発第21033017号の核燃料物質使用変更許可により、原子炉建家及び実験利用棟に設置するとしていた中性子散乱実験用貯蔵箱が仕様の変更により設置が不可能となったため、貯蔵箱の仕様の変更を行うとともに、貯蔵箱の遮蔽効果を考慮しない評価方法に見直す変更を行うものである。なお、中性子散乱実験用貯蔵箱の主要材料及び寸法については、既許可から変更はないとしている。

#### (1) 基準規則第3条（遮蔽）

基準規則第3条は、使用施設等について、放射性物質からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有していることを要求している。

申請者は、変更を踏まえた線量評価の結果、放射線業務従事者、管理区域境界及び周辺監視区域境界に係る線量が最大となる位置及び評価結果に変更はないとしている。

規制庁は、遮蔽に係る設計について、放射線業務従事者、管理区域境界及び周辺監視区域に係る線量に変更はないとしていることを確認したことから、基準規則第3条の規定に適合すると判断した。

### **2. 1. 2 貯蔵施設の施錠箇所の変更**

本申請は、貯蔵施設に係る施錠方法について、原子炉建家及び実験利用棟の出入口扉による施錠管理から、中性子散乱実験用貯蔵箱での施錠管理に変更するものである。

#### (1) 基準規則第23条（貯蔵施設）

基準規則第23条は、貯蔵施設について、施錠又は立入制限の措置を講じること及び標識を設けることを要求している。

申請者は、原子炉建家及び実験利用棟への立入制限及び標識の設置については既許可の設計から変更はないとしている。なお、中性子散乱実験用貯蔵箱に

ついて、施錠管理を行うとともに、貯蔵箱の表面には標識を設けるとしている。

規制庁は、貯蔵施設に係る設計について、原子炉建家及び実験利用棟において立入制限が行われるとともに、中性子散乱実験用貯蔵箱において施錠管理し、貯蔵箱の表面に標識を設けるとしていることを確認したことから、基準規則第23条の規定に適合すると判断した。

## **2. 2 廃棄物安全試験施設 [令第41条該当施設]**

### **2. 2. 1 1F 燃料デブリの試験の実施に伴う使用の目的及び方法の変更**

本申請は、廃棄物安全試験施設において、既許可の使用設備等を用いて1F燃料デブリを用いた試験を行うため、既許可の使用の目的及び方法に1F燃料デブリの試験の実施に係る記載を追加するとともに、既許可の使用済燃料として、核燃料物質の種類に1F燃料デブリを追加するものである。また、1F燃料デブリの年間予定使用量は、既許可の使用済燃料の範囲内とするとしている。なお、1F燃料デブリの試料及び残材は所有者に返却するとしている。

#### (1) 基準規則第2条（閉じ込めの機能）

基準規則第2条は、使用施設等について、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならないことを要求している。

申請者は、1F燃料デブリの施設内への搬入は、既許可のセル内において輸送容器から1F燃料デブリが収納された金属容器を取り出し、セル内において金属容器から1F燃料デブリを取り出すとしている。搬出についても、セル内において1F燃料デブリの金属容器への収納、金属容器を輸送容器へ収納し搬出するとしている。

1F燃料デブリを用いた試験は、既許可のセル内で行うとし、セルは既許可の気体廃棄設備への接続によって負圧の維持管理を行うことで閉じ込め機能を確保するとしている。また、貯蔵する際は、セル内の既許可の貯蔵設備で貯蔵するとしている。

規制庁は、閉じ込めの機能に係る設計について、1F燃料デブリの施設内への搬入及び施設外への搬出は、金属容器に収納された状態で行われるとしていること、及び1F燃料デブリを用いた試験は、既許可のセル内で行うとしていること等を確認したことから、基準規則第2条の規定に適合すると判断した。

#### (2) 基準規則第3条（遮蔽）

基準規則第3条は、使用施設等について、放射性物質からの放射線に対して

適切な遮蔽能力を有していることを要求している。

申請者は、1F 燃料デブリを使用した場合においても、既許可の使用済燃料の線量評価に包含されることから、放射線業務従事者、管理区域境界及び周辺監視区域境界に係る線量に変更はないとしている。

規制庁は、遮蔽に係る設計について、1F 燃料デブリの使用を考慮しても、既許可の線量評価に包含されるため、放射線業務従事者、管理区域境界及び周辺監視区域境界に係る線量に変更はないとしていることを確認したことから、基準規則第 3 条の規定に適合すると判断した。

### (3) 基準規則第 4 条（火災等による損傷の防止）

基準規則第 4 条は、使用施設等について、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減する機能を有していることを要求している。

申請者は、1F 燃料デブリを用いた試験は、既許可のセル内で行うとしている。セル内には粉末消火剤、建家内には、屋内消火栓及び自動火災報知設備が設置されており、火災等による損傷の防止に係る設計は既許可から変更はないとしている。

1F 燃料デブリには、水が含まれている可能性があり、1F 燃料デブリと同量の水が含まれているとし、その全量が水の放射線分解によって水素ガスになり、容器開封時にセル内に全量が放出されるとの想定のもと、最も体積の小さいセル内で開封した場合でも、セル内の水素濃度は 0.1vol%以下となり、空気中における爆発下限濃度である 4.0vol%を下回るため、爆発のおそれはないとしている。

規制庁は、火災等による損傷の防止に係る設計について、1F 燃料デブリを用いた試験は、既許可のセル内で行うとしていること、1F 燃料デブリに含まれる可能性のある水素を保守的に想定して評価した場合でも、水素濃度が爆発下限濃度を下回るとしていること等を確認したことから、基準規則第 4 条の規定に適合すると判断した。

### (4) 基準規則第 7 条（核燃料物質の臨界防止）

基準規則第 7 条は、核燃料物質の臨界防止について、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じることを要求している。

申請者は、1F 燃料デブリを使用済燃料として取り扱うセルにおける既許可の

核的制限値により質量管理するとしている。

規制庁は、核燃料物質の臨界防止に係る設計について、1F 燃料デブリを取り扱うセルに設定された既許可の核的制限値により質量管理するとしていることを確認したことから、基準規則第7条の規定に適合すると判断した。

#### (5) 基準規則第23条（貯蔵施設）

基準規則第23条は、貯蔵施設について、核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有していることを要求している。

申請者は、1F 燃料デブリの貯蔵について、貯蔵施設における既許可の使用済燃料の最大収納量を超えないようにしており、1F 燃料デブリを考慮しても、核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有するとしている。

規制庁は、貯蔵施設に係る設計について、1F 燃料デブリは、貯蔵施設における既許可の使用済燃料の最大収納量を超えないようにすることから、1F 燃料デブリを考慮しても、核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有するとしていることを確認したことから、基準規則第23条の規定に適合すると判断した。

## 2. 2. 2 使用を終了した使用設備の解体撤去

本申請は、使用を終了した No. 3 セル内の切断機、照射腐食試験装置及び応力腐食割れ試験装置を解体撤去するものである。

申請者は、解体撤去作業は既許可の No. 3 セル内において行い、作業中は適切な防護具を着用するとしている。また、汚染拡大防止対策として、No. 3 セル手前の  $\beta\gamma$  アイソレーションルームにバリア及び養生シートで区画されたエリアを設けるとしている。解体撤去作業で発生する放射性固体廃棄物のうち、固体廃棄物収納容器への収納が困難なものについては、ビニルシートで梱包することで汚染拡大防止対策を講じるとしている。

解体撤去作業中の火災対策については、No. 3 セル及び建家内に設置されている既許可の粉末消火剤等により対応するとしている。また、固体廃棄物収納容器への収納が困難な放射性固体廃棄物については、不燃性シートで覆う対策を講じるとしている。

解体撤去作業で発生する放射性固体廃棄物は、 $1\text{m}^3$  容器又は 200L ドラム缶に収納し、容器への収納が困難なものについては、汚染拡大防止対策を講じて既許可の放射性廃棄物処理場へ搬出し保管廃棄するとしている。放射性廃棄物処理場は、発生が予想される放射性固体廃棄物の発生量を考慮しても、放射性固体廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するとしている。

規制庁は、切断機等の解体撤去に当たって、解体撤去の方法及び廃棄物の廃棄の方法の安全対策の方針が示されていることを確認した。

## 2. 2. 3 使用を終了した核燃料物質等の安定化処理の方法の追加

本申請は、使用を終了した核燃料物質等を放射性廃棄物処理場へ引き渡すための処理の方法として、中和、濃縮及び固化等（以下「固化等」という。）を既許可のセル内又はグローブボックス内において行うことを追加するものである。

### (1) 基準規則第2条（閉じ込めの機能）

基準規則第2条は、使用施設等について、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならないことを要求している。

申請者は、使用を終了した核燃料物質等の固化等の処理は、既許可のセル内又はグローブボックス内において行うことから、閉じ込めの機能は確保されるとしている。

規制庁は、閉じ込めの機能に係る設計について、使用を終了した核燃料物質等の固化等の処理は、既許可のセル内及びグローブボックス内において行うとすることを確認したことから、基準規則第2条の規定に適合すると判断した。

### (2) 基準規則第3条（遮蔽）

基準規則第3条は、使用施設等について、放射性物質からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有していることを要求している。

申請者は、使用を終了した核燃料物質等の固化等の処理は、既許可のセル内又はグローブボックス内において行うものであり、核燃料物質の取扱量は既許可の範囲内であることから、放射線業務従事者、管理区域境界及び周辺監視区域境界に係る線量に変更はないとしている。

規制庁は、遮蔽に係る設計について、使用を終了した核燃料物質等の処理は既許可のセル内又はグローブボックス内において行うものであること、核燃料物質の取扱量は既許可の範囲内であり放射線業務従事者、管理区域境界及び周辺監視区域境界に係る線量に変更はないとすることを確認したことから、基準規則第3条の規定に適合すると判断した。

## 2. 3 バックエンド研究施設 [令第41条該当施設]

### 2. 3. 1 核燃料物質の取扱量の変更

本申請は、既許可の使用の目的において、実験室（IV）のグローブボックス C-1 及び C-2 で使用するプルトニウムの最大取扱量を変更するものである。また、実験室（IV）のフード H-3 において使用する核燃料物質の種類に劣化ウランを追加するとともに、フード H-5 において使用する核燃料物質の種類に濃縮ウラン（5%未満）を追加し、さらに、実験室（VIII）のグローブボックス A-10 において使用する核燃料物質の種類に使用済燃料を追加するものである。核燃料物質の取扱量の変更は、既許可の範囲内で行われるため、核燃料物質の年間予定使用量に変更はないとしている。

#### (1) 基準規則第2条（閉じ込めの機能）

基準規則第2条は、使用施設等について、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならないことを要求している。

申請者は、実験室（IV）のグローブボックス C-1 及び C-2、実験室（IV）のフード H-3 及び H-5、実験室（VIII）のグローブボックス A-10 については、既許可の閉じ込め機能に係る設計に変更はないとしている。

規制庁は、閉じ込めの機能に係る設計について、実験室（IV）のグローブボックス C-1 等は、既許可の設計に変更はないとしていることを確認したことから、基準規則第2条の規定に適合すると判断した。

#### (2) 基準規則第3条（遮蔽）

基準規則第3条は、使用施設等について、放射性物質からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有していることを要求している。

申請者は、実験室（IV）のグローブボックス C-1 及び C-2 で使用するプルトニウムの最大取扱量の変更等を考慮しても、放射線業務従事者、管理区域境界及び周辺監視区域境界に係る線量が最大となる位置及び評価結果に変更はないとしている。

規制庁は、遮蔽に係る設計について、放射線業務従事者、管理区域境界及び周辺監視区域境界に係る線量に変更はないとしていることを確認したことから、基準規則第3条の規定に適合すると判断した。

#### (3) 基準規則第4条（火災等による損傷の防止）

基準規則第4条は、使用施設等について、火災又は爆発によりその安全性が

損なわれないう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減する機能を有していることを要求している。

申請者は、実験室（Ⅳ）のグローブボックス C-1 及び C-2、フード H-3 及び H-5、実験室（Ⅷ）のグローブボックス A-10 並びにこれらが設置されている建家の火災等による損傷の防止に係る設計は既許可から変更はないとしている。

規制庁は、火災等による損傷の防止に係る設計について、実験室（Ⅳ）のグローブボックス C-1 等及びこれらが設置されている建家については、既許可の設計に変更はないとしていることを確認したことから、基準規則第 4 条の規定に適合すると判断した。

#### （4）基準規則第 7 条（核燃料物質の臨界防止）

基準規則第 7 条は、核燃料物質の臨界防止について、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じることを要求している。

申請者は、グローブボックスが設置されている実験室（Ⅳ）及び実験室（Ⅷ）の各室に設定する既許可の核的制限値を超えないように質量管理を行うとしている。

規制庁は、核燃料物質の臨界防止に係る設計について、実験室（Ⅳ）及び実験室（Ⅷ）の既許可の核的制限値を超えないように質量管理するとしていることを確認したことから、基準規則第 7 条の規定に適合すると判断した。

## 2. 3. 2 使用設備の追加

本申請は、既許可の使用の目的のアクチノイド化学に関する研究開発において、アクチノイドの固体及び溶液試料の放射能測定を行うため、使用設備として既許可の実験室（Ⅲ）に放射能測定装置を追加するものである。

#### （1）基準規則第 2 条（閉じ込めの機能）

基準規則第 2 条は、使用施設等について、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならないことを要求している。

申請者は、追加する放射能測定装置を使用する際には、既許可のフード又はグローブボックスにおいて調製の上、金属板への焼き付け又は容器へ封入した試料を用いて測定することから、核燃料物質の閉じ込めは確保されているとしている。

規制庁は、閉じ込めの機能に係る設計について、放射能測定装置においては、金属板へ焼き付け又は容器へ封入した試料を測定するとしていることを確認したことから、基準規則第2条の規定に適合すると判断した。

## (2) 基準規則第3条（遮蔽）

基準規則第3条は、使用施設等について、放射性物質からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有していることを要求している。

申請者は、実験室（Ⅲ）における放射能測定装置の使用を考慮し評価した結果、放射線業務従事者、管理区域境界及び周辺監視区域境界に係る線量が最大となる位置及び評価結果に変更はないとしている。

規制庁は、遮蔽に係る設計について、放射線業務従事者、管理区域境界及び周辺監視区域境界に係る線量に変更はないとしていることを確認したことから、基準規則第3条の規定に適合すると判断した。

## (3) 基準規則第4条（火災等による損傷の防止）

基準規則第4条は、使用施設等について、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減する機能を有していることを要求している。

申請者は、追加する放射能測定装置の主な材料は不燃性の金属であるとしている。また、建家について、火災等による損傷の防止に係る設計に既許可から変更はないとしている。

規制庁は、火災等による損傷の防止に係る設計について、追加する放射能測定装置は不燃性の金属により構成するとしていること等を確認したことから、基準規則第4条の規定に適合すると判断した。

## 2. 4 バックエンド技術開発建家〔令第41条非該当施設〕

### 2. 4. 1 核燃料物質の使用の終了に伴う使用の目的の変更等

本申請は、バックエンド技術開発建家における核燃料物質の使用を終了することから、既許可の使用の目的を削除し、核燃料物質によって汚染された設備の管理に係る使用の目的へ変更するものである。また、使用の目的の変更に伴い、使用を終了する使用設備等を維持管理する設備へ移行するものである。

申請者は、使用を終了する使用設備（フード）及び貯蔵設備（核燃料物質保管庫）を維持管理する設備へ移行する際は、フードについては、開口部の風速を維持し汚染拡大防止の措置を講じ、核燃料物質の使用を禁止する旨の表示を行うと

している。核燃料物質保管庫については、核燃料物質の貯蔵を禁止する旨の表示を行うとしている。

規制庁は、使用を終了する設備の維持管理する設備への移行に当たって、維持管理する設備へ移行する際の汚染の拡大防止措置の方針が示されていることを確認した。

## 2. 4. 2 使用施設の廃止及び使用を終了した使用設備の撤去

本申請は、使用を終了した  $\gamma$  線スペクトロメータ、 $\beta$  線スペクトロメータ、質量分析装置及び表面分析装置を撤去するものである。また、これら使用設備の撤去に伴い、使用施設の放射能測定室 1~4 及び表面分析室を廃止するものである。放射能測定室 1~4 及び表面分析室については、汚染検査を行い、汚染のないことを確認済みであるとしている。

申請者は、 $\gamma$  線スペクトロメータ及び $\beta$  線スペクトロメータについては、核燃料物質を容器に封入しビニル袋で養生した状態で使用していたことから核燃料物質による汚染はないとして、解体せずに撤去するとしている。

質量分析装置及び表面分析装置については、核燃料物質が直接接触した部分を取り外し、ビニル袋で梱包した上で固体廃棄物収納容器に封入して、固体廃棄物として放射性廃棄物処理場へ引き渡し、その他の部分については、表面汚染密度測定を行い、汚染のないことを確認した上で再利用するとしている。 $\gamma$  線スペクトロメータ及び $\beta$  線スペクトロメータについても、表面汚染密度測定を行い、汚染のないことを確認した上で再利用するとしている。

放射性廃棄物処理場の保管廃棄施設については、撤去作業に伴い発生が予想される放射性固体廃棄物の発生量を考慮しても、放射性固体廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するとしている。

規制庁は、撤去する  $\gamma$  線スペクトロメータ等について、汚染検査の方法、汚染の除去の方法及び廃棄物の廃棄の方法の安全対策の方針が示されていることを確認した。

## 2. 5 記載の適正化

規制庁は、本申請は、核燃料物質使用変更許可申請書の様式の変更に伴う所要の見直し、表番号の変更等の記載の適正化であり、使用施設等の位置、構造及び設備の安全設計に影響を与えるものではないことを確認した。

### **3. 原子炉等規制法第55条第3項において準用する第53条第3号への適合性 (技術的能力)**

本申請に係る核燃料物質の使用を適確に行うに足りる技術的能力について、原子力事業者の技術的能力に関する審査指針（平成16年5月27日原子力安全委員会決定）を参考に、申請内容を踏まえ核燃料物質の保安管理に関わる組織、技術者の確保、経験、教育・訓練等を行う体制が構築されているか又はその方針が示されているか確認した。

申請者は、核燃料物質の保安管理に関わる組織について、組織改正に伴い組織図を変更するものであり、核燃料物質の保安管理体制に変更はないとしている。

規制庁は、申請者の技術的能力について、本申請は組織改正に伴う組織図の変更であり、核燃料物質の保安管理体制に変更はないことを確認したことから、核燃料物質の使用等を適確に行うに足りる技術的能力があるものと判断した。

### **4. 原子炉等規制法第55条第3項において準用する第53条第4号への適合性 (保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備)**

本申請に係る使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。）の規定に適合しているかについて確認することとした。

規制庁は、本申請において、使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項に変更がないことから、品質管理基準規則に適合するものと判断した。